

「戻って暮らしたい人」の求めに応じる？ 帰還困難区域の除染方針の欺瞞 —すべての被災者が納得できる将来展望を語るとき—

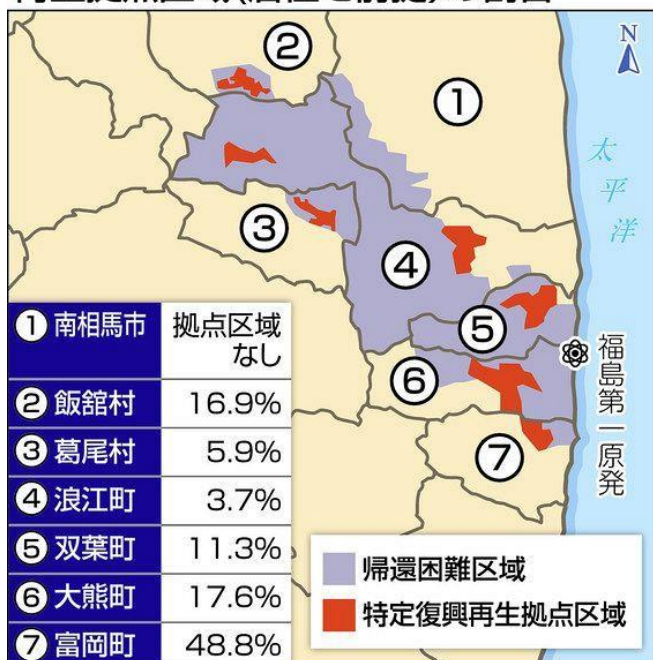
伊藤久雄（NPOまちぼっと理事）

2029年までに自宅などを除染して部分的に避難指示を解除する方針

政府は8月31日、東電福島第一原発事故の放射能汚染によって、福島県内7市町村に残る帰還困難区域について、「戻って暮らしたい人の求めに応じる」として、2029年までに自宅などを除染して部分的に避難指示を解除する方針を決めた。

現在、帰還困難区域のある自治体の状況は下図の通りである。今回の除染方針は、下図の特定復興再生拠点区域（帰還困難区域内で人が暮らせるよう除染や整備を進めている区域で、2022年から2023年に避難指示が解除される見通しとなっている）を除いた地域で、住民の意向を複数回確認してから、戻ることを望む人の自宅や周辺を個別に除染し、上下水道などのインフラを整備する方針である。

帰還困難区域に占める特定復興再生拠点区域(居住を前提)の割合



（東京新聞：2021年8月31日Web版）

このような政府の方針に対しては、当然ながら「戻れる状態にしてから住民の意向を確認すべきで、順序が違う」等の批判があがっている。帰還困難区域にあって故郷を追われた人々が「元の生活に戻るための除染をするよう強く求めている」ことは事実である。しかし、

政府の一部除染方針は、これらの要望とはまったく別物である。「巨額の費用負担を避けようとする思惑が透ける」との見方も強い（9月7日、東京新聞Web）。

浪江町津島地区の住民らの東電交渉

帰還困難区域となった659人が国と東電に対し、除染で放射線量を低減する原状回復や、慰謝料など計約258億円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁郡山支部は7月30日、国と東電の責任を認め、両者に賠償を命じた。原状回復に関する訴えは退けた（福島民報）。

この判決では、国と東電に対して、住民634人に計約10億4000万円の賠償を命じたが、津島地区を除染し、事故前の姿に戻す原状回復の請求は却下された。この判決を受け、住民らは東電に改めて①心からの謝罪、②除染により事故前に戻す、③原発推進方針からの脱却、④処理水の海洋放出反対、など9項目の要求を提出。10月7日、判決後初めて東電と直接交渉を持った。しかし議論は平行線で住民らは怒りや不満を募らせている（10月10日、東京新聞）。

東電の回答は、「除染は国により決定される」と応じず、定期的な協議も「訴訟に属するから控える」と断った。政府の方針は先述のように、「戻りたい人向けに自宅周辺のピンポイントで除染し、避難指示を解除する」というもので、住民らが求める「山などを含めた全面的な除染」に否定的。この政府の方針には、住民側弁護人の大塚正之弁護士は「都会に住んでいる人が考えそうなことだ。住民は山菜を採ったりと、山と一緒に暮らしてきた。全面的な除染をしないことの逃げ道だ」と疑問視している（東京新聞）。

令和2年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果から

被災自治体における住民意向調査は、復興庁、福島県、各町が共同で実施するもので、毎年度行ってきた（郵送配布・郵送回収）。令和2年度は双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、川俣町の5町が対象となっている。なぜか楡葉町が外れ、川俣町が入っているのだが、川俣町はそもそも山城屋地区だけが対象であり、戻っている人も多いので、他の2町とは比較になり難いのだ。

この住民意向調査の最大の問題は回収率が低いことである。令和2年度の有効回収率は、5町平均で52.2%と、ようやく半数を超えた。最高は浪江町の58.6%、最低は富岡町の48.2%であった。実は平均で50%を超えたのは初めてではないかと思われる。元年度は5町とも50%を下回り、大熊町は41.7%に過ぎなかったのである。

なぜ2年度に大幅に回答が増えたのかは不明であるが、たとえば大熊町の場合、避難指示解除区域の固定資産税の減免が5年後（令和8年度）にはなくなる（100%負担）、同じく特定復興再生拠点も5年後には減免が2分の1になることなど、住民が最終判断を迫られる時期が近いと考えていえることと関係していると推測される。この回収率の低さについて、筆者は常々、本意向調査の有効性に疑問を呈してきた。郵送配付であるから、調査票

は確実に届いているはずで、回答しない人々の多さは、国、県、町などへの不信感の表れだと考えてきたからである。

そのことはともかくとして、「帰還意向」の回答は川俣町を除く4町は以下の通りである。

帰還意向（令和2年度）	単位：%		
	戻っている	戻りたい	戻らない
双葉町	—	10.8	62.1
大熊町	2.5	26.2	59.5
富岡町	9.2	16.8	48.9
浪江町	8.1	25.3	54.5

この意向調査で問題だと思うのは、帰還困難区域も特定復興再生拠点区域とそれ以外の区域に分かれるが、意向調査の対象が2つの区域を区別していないことである。冒頭で示した地図にあるように、帰還困難区域に占める特定復興再生拠点区域の割合は、4町で大きく異なり、双葉町11.3%、大熊町17.6%、富岡町48.8%、浪江町3.7%となる。

なぜこの点を問題にするかといえば、特定復興再生拠点区域はもとの中心市街地などがあった町の中心部であって、人口も多かったところだからである。人口の多かった地域の人々の帰還意向の詳細が不明では、今後の方針が立てられないのではなかろうか。

10年半の間の転居 3分の1が追跡不能に

浜通りの4町のアンケート回収率の低さを私は「国、県、当該町への不信感」ととらえたが、もう1つ考えられるのは、10年半の間に「福島県外へ避難している住民の3分の1にあたる3877世帯の所在を、復興庁や福島県が把握していなかったことがわかった」とされていることである。

これは復興庁が都道府県に所在確認の調査を依頼した結果をまとめたものである。同庁と福島県は3月下旬、県外避難の約1万2000世帯に現住所の確認を求める文書を郵送したところ、3877世帯分が宛先不明で戻ってきた。戻ってきた住所は、宮城県が763世帯と最多で、栃木県718世帯、東京都469世帯と続いた（9月11日、読売新聞オンライン）。

また避難者数そのものも、共同通信の取材によると「福島の避難者集計に3万人以上の差がある」ということなのだ（河北新報2021年1月31日）。このような大きな差は、「県と市町村、市町村のそれぞれも、調査手法がバラバラ」であることが原因という。その結果、避難者の動きを統一して把握できていないことになる。支援団体などは「適切な支援が難しい一因」と指摘しているという（河北新報1月31日）。

統計やアンケート結果が信頼できずに、「復興」を議論できるのか？

特定復興再生拠点の「復興再生計画」には、避難指示解除から5年後の目標人口等が記載

されている（目標の項目が統一されたものではない）。

特定復興再生拠点 避難指示解除から5年後の目標人口

	目標年次	目標人口	うち帰還者	帰還者の割合
双葉町	解除から5年後	約2,000人	約1,400人	70.0%
大熊町	平成29年	約2,600人	約1,500人	57.7%
富岡町	解除から5年後	約1,600人	—	—
浪江町	解除から5年後	約1,500人	約1,300人	86.7%

このように、4町で居住目標等は大きく異なる。双葉町と大熊町は「廃炉作業員」の居住を見込んでいることがその要因だと考えられる。また4町に共通して新規居住者も多いが、とりわけ双葉町と大熊町は多い。これは福島イノベーション・コースト構想に基づく廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクルなどの新規産業の従業者を見込んでいるためと考えられる。

しかし、廃炉作業は永遠に続くかもしれないが、新規立地産業は補助金の切れ目が縁の切れ目になることも懸念され、廃炉作業員も含めた新規居住者の永住化は困難な目標だと私には思われる。また帰還者の多くは高齢者が占めていることが計画目標において考慮されているとも考えられない。

「復興」は掛け声だけで、正確で統一された統計もなく、福島県浪江町津島地区の住民らの要求—謝罪、除染、原発推進方針からの脱却、処理水の海洋放出反対など—にもまともに答えない。原発事故からすでに10年半。アンケート調査に回答しない多数の人々、転居先不明の3分の1の人々。これらの人々の声を聞くすべもなく、今後もただ時を重ねるだけなら、かつての故郷の荒廃は無残である。今こそ、国や県、それぞれの町村がすべての被災者が納得できる将来展望を語るべきではないだろうか。